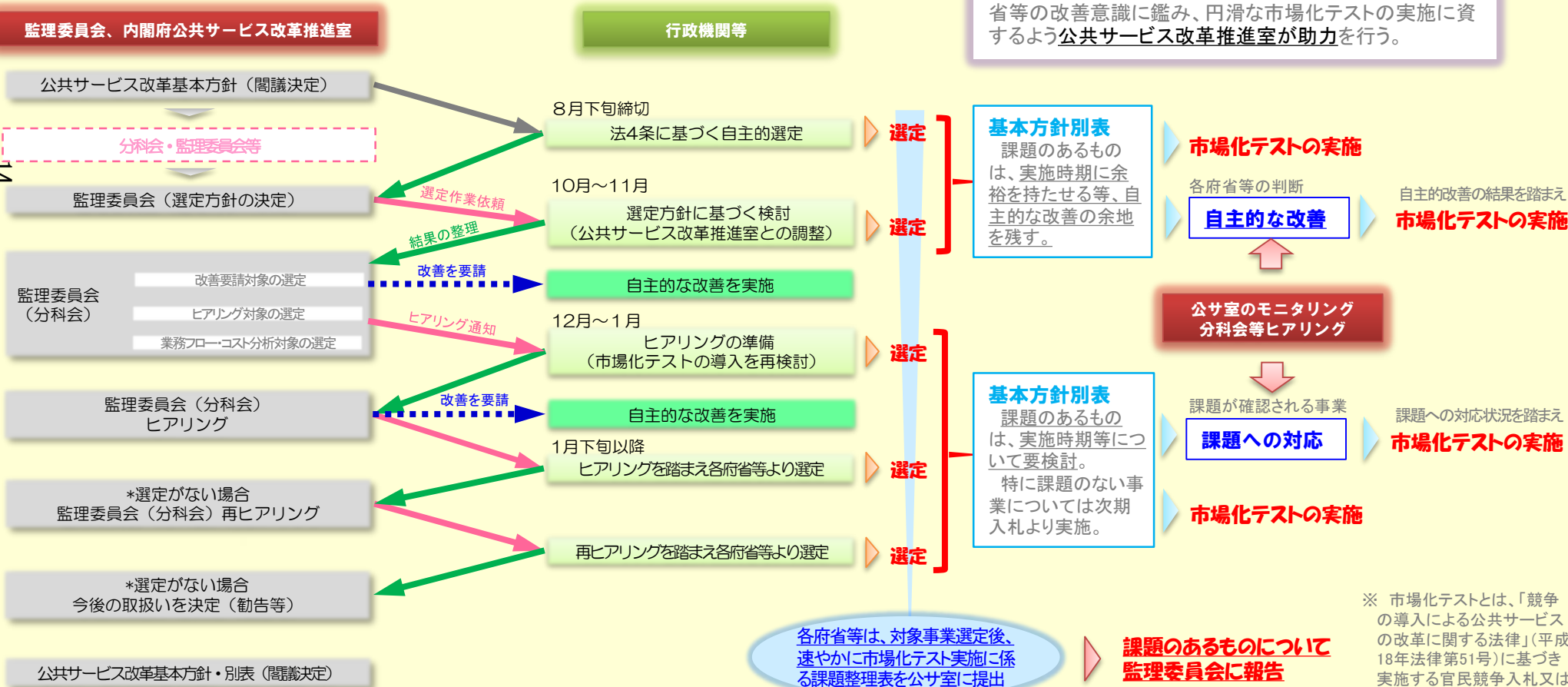


選定された事業の基本方針別表への反映について

- 初期段階で選定された事業については、市場化テストを実施するに当たって、対応すべき課題等が未整理、自主的な改善の取組状況が不明確等の場合があることから、公共サービス改革基本方針別表に関しては、実施時期(公告時期)等の記載内容に配慮する必要がある。
- ※ 国の行政機関等が実施している公共サービスについて、自己点検を行うことを求めている公共サービス改革法の精神を鑑み、初期段階で自主選定された事業については、改革意識が強いものであると判断されることから、別表に記載することにより自主的な改善を促し、その結果に基づき、官民競争入札又は民間競争入札を実施することも可能である。
- 各府省等は、対象事業選定後、速やかに市場化テスト実施に係る課題整理表を作成し、公サ室に提出。公サ室は、課題が確認された事業に関する事項について、監理委員会に報告。

選定事業の基本方針別表への反映方法について



※ 市場化テストとは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づき実施する官民競争入札又は民間競争入札をいう。